

予算額等	現状	見直し内容 (P T 試案)
<p>1 24年度予算(通年見込み) 600 百万円 (600) 24年度暫定予算 200 百万円 (200)</p> <p>2 24年度 P T 試案 548 百万円 (548) 25年度 P T 試案 521 百万円 (521) 26年度 P T 試案 521 百万円 (521)</p> <p>3 効果見込額 24年度 52 百万円 (52) 25年度 79 百万円 (79) 26年度 79 百万円 (79)</p> <p>※ () は一般財源</p>	<p>1 事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームを大阪市内に設置し、かつ運営する社会福祉法人に対し、サービスの提供に要する費用に充当する経費を補助することにより、利用者の処遇向上を図る <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームを大阪市内に設置し、かつ運営する社会福祉法人に対し、「サービスの提供に要する費用」のうちサービス提供費基本額を、また、高額な繰越金を保有していない場合には、サービス提供費基本額に加え、民間施設給与等改善費と特別運営費を加算した経費を補助する <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px;"> <p>≪サービスの提供に要する費用のうち、基本額以外に本市が補助している加算≫</p> <p>【民間施設給与等改善費】地方公共団体の経営する施設以外の施設に対して、当該施設職員の給与を補てんする目的で算定。なお、高額な繰越金等を有する施設は対象外【77百万円】</p> <p>【特別運営費】民間施設給与等改善費が適用されている施設を対象とし、施設の定員規模に応じて算定【2百万円】</p> <p>≪補助対象施設≫ 20施設</p> </div> <p>3 事業開始年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和44年度 	<p>1 見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市が補助している加算額部分について、比較4市の状況を踏まえ、見直しを行う <p>2 見直し内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市が補助している加算額部分である、民間施設給与等改善費及び特別運営費について、比較4市の状況を踏まえ、廃止 <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 25px; padding: 10px;"> <p>≪他都市の状況≫</p> <p>【民間施設給与等改善費】 大阪府：平成23年度・24年度の2ヶ年をかけて廃止 (参考) 予算執行額 平成23年度 2/3 ⇒平成24年度 1/3 ⇒平成25年度 0</p> <p>【特別運営費】比較4市の状況 名古屋市、神戸市加算なし</p> </div> <p>3 実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度(8月から) <p>4 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係先との調整が必要

【主要検討項目】 検診推進事業(がん・総合健康診査・女性特有のがん・大腸がん)

(整理番号 127～131 外)

見直し分類:①施策・事業の廃止・役割終了
イ点検・精査による廃止(一部廃止含む)

予算額等	現状	見直し内容 (P T 試案)																																																																					
<p>1 24年度予算(通年見込み) 1, 824 百万円 (1, 562) 24年度暫定予算 663 百万円 (556)</p> <p>2 24年度 P T 試案 1, 824 百万円 (1, 562) 25年度 P T 試案 1, 656 百万円 (1, 400) 26年度 P T 試案 1, 656 百万円 (1, 400)</p> <p>3 効果見込額 24年度 0 百万円 (0) 25年度 168 百万円 (162) 26年度 168 百万円 (162)</p> <p>※ () は一般財源</p>	<p>1 事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> がんの早期発見、早期治療によりがんによる死亡を減少させ、市民の健康水準の向上を図る <p>2 事業内容</p> <table border="1" data-bbox="506 421 1124 1125"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">対象者</th> <th rowspan="2">検査方法</th> <th colspan="2">自己負担金</th> </tr> <tr> <th>センター実施</th> <th>医療機関実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align:center">職域等で受診機会のない市民が対象</td> </tr> <tr> <td>胃がん</td> <td rowspan="3">40歳以上の市民</td> <td>胃部エックス線撮影</td> <td>500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>大腸がん</td> <td>免疫便潜血反応検査2日法</td> <td colspan="2">300円</td> </tr> <tr> <td>肺がん</td> <td>胸部エックス線撮影</td> <td colspan="2">無料(ハイリスク者は別途検査400円)</td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん</td> <td>20歳以上の女性市民(2年に1回)</td> <td>子宮頸部細胞診検査</td> <td>—</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳がん</td> <td>40歳以上の女性市民(2年に1回)</td> <td>視触診・マンモグラフィ検査</td> <td colspan="2">1,500円</td> </tr> <tr> <td>30歳以上の女性市民</td> <td>視触診・超音波検査</td> <td colspan="2">1,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align:center">職域等で受診機会がなく、次に該当する年齢の市民が対象</td> </tr> <tr> <td>総合健康診査(ナイスミドルチェック)</td> <td>40・50・60歳の市民</td> <td>各がん検診等</td> <td>—</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align:center">がん検診推進事業(該当する年齢の市民が対象)</td> </tr> <tr> <td>大腸がん</td> <td>40・45・50・55・60歳の市民</td> <td>免疫便潜血反応検査2日法</td> <td>クーポン券で無料</td> <td>検診キットで無料</td> </tr> <tr> <td>乳がん</td> <td>40・45・50・55・60歳の女性市民</td> <td>視触診・マンモグラフィ検査</td> <td colspan="2">クーポン券で無料</td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん</td> <td>20・25・30・35・40歳の女性市民</td> <td>子宮頸部細胞診検査</td> <td>—</td> <td>クーポン券で無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業開始年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和57年度(がん検診事業) 平成8年度(総合健康診査事業) 平成21年度(女性特有のがん検診推進事業) 平成23年度(働く世代への大腸がん検診推進事業) 	種別	対象者	検査方法	自己負担金		センター実施	医療機関実施	職域等で受診機会のない市民が対象					胃がん	40歳以上の市民	胃部エックス線撮影	500円	1,500円	大腸がん	免疫便潜血反応検査2日法	300円		肺がん	胸部エックス線撮影	無料(ハイリスク者は別途検査400円)		子宮頸がん	20歳以上の女性市民(2年に1回)	子宮頸部細胞診検査	—	400円	乳がん	40歳以上の女性市民(2年に1回)	視触診・マンモグラフィ検査	1,500円		30歳以上の女性市民	視触診・超音波検査	1,000円		職域等で受診機会がなく、次に該当する年齢の市民が対象					総合健康診査(ナイスミドルチェック)	40・50・60歳の市民	各がん検診等	—	無料	がん検診推進事業(該当する年齢の市民が対象)					大腸がん	40・45・50・55・60歳の市民	免疫便潜血反応検査2日法	クーポン券で無料	検診キットで無料	乳がん	40・45・50・55・60歳の女性市民	視触診・マンモグラフィ検査	クーポン券で無料		子宮頸がん	20・25・30・35・40歳の女性市民	子宮頸部細胞診検査	—	クーポン券で無料	<p>1 見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来から地方交付税措置のされているがん検診事業に加え、受診勧奨の方策として実施してきた事業については、受診の動機づけに繋がる効果や、早期発見等健康水準の向上に結び付く因果関係が明確でないため、本市の関与する必要性の観点より、一部見直しを行う <p>2 見直し内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合健康診査事業(ナイスミドルチェック)の廃止(平成24年度予算(通年見込み)168百万円) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【比較4市状況】 横浜市・名古屋市・京都市・神戸市のうち、類似事業実施は神戸市のみ なお、神戸市は、40歳のみを対象に5がん検診を無料で実施</p> </div> <p>3 実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度 <p>4 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度は、市民への周知期間とする
種別	対象者				検査方法	自己負担金																																																																	
		センター実施	医療機関実施																																																																				
職域等で受診機会のない市民が対象																																																																							
胃がん	40歳以上の市民	胃部エックス線撮影	500円	1,500円																																																																			
大腸がん		免疫便潜血反応検査2日法	300円																																																																				
肺がん		胸部エックス線撮影	無料(ハイリスク者は別途検査400円)																																																																				
子宮頸がん	20歳以上の女性市民(2年に1回)	子宮頸部細胞診検査	—	400円																																																																			
乳がん	40歳以上の女性市民(2年に1回)	視触診・マンモグラフィ検査	1,500円																																																																				
	30歳以上の女性市民	視触診・超音波検査	1,000円																																																																				
職域等で受診機会がなく、次に該当する年齢の市民が対象																																																																							
総合健康診査(ナイスミドルチェック)	40・50・60歳の市民	各がん検診等	—	無料																																																																			
がん検診推進事業(該当する年齢の市民が対象)																																																																							
大腸がん	40・45・50・55・60歳の市民	免疫便潜血反応検査2日法	クーポン券で無料	検診キットで無料																																																																			
乳がん	40・45・50・55・60歳の女性市民	視触診・マンモグラフィ検査	クーポン券で無料																																																																				
子宮頸がん	20・25・30・35・40歳の女性市民	子宮頸部細胞診検査	—	クーポン券で無料																																																																			

予算額等	現状	見直し内容 (P T 試案)
<p>1 24年度予算(通年見込み) 617 百万円 (457) 24年度暫定予算 207 百万円 (153)</p> <p>2 24年度 P T 試案 617 百万円 (457) 25年度 P T 試案 352 百万円 (327) 26年度 P T 試案 352 百万円 (327)</p> <p>3 効果見込額 24年度 0 百万円 (0) 25年度 265 百万円 (130) 26年度 265 百万円 (130)</p> <p>※ () は一般財源</p>	<p>1 事業目的 ・あいりん地域の課題は、労働施策など社会全体の課題がこの地域に集中していることから生じているものであるが、あいりん地域の日雇労働者等にかかる医療水準及び衛生環境の維持、並びに、就労機会を提供し自立に向けた側面的支援を行うとともに、あいりん地域の環境改善を図る</p> <p>2 事業内容 [単位:百万円] ●大阪社会医療センターの運営助成 24年度予算(通年見込み)【319】 22年度決算【大阪府76】 ・生計困窮者への無料定額診療 ・あいりん地域の警備 【ベッドの利用状況・利用者の内訳】 80床 生保96.4% ※病床利用率72.9% 【収益率が低調な要因】 ・あいりん特性による看護師や相談員の加配 ・病床利用率が72.9%と低調</p> <p>●あいりん生活道路環境美化事業 24年度予算(通年見込み)【125】 ・あいりん地域内の環境美化 【各局の負担割合】 福祉局3/4、ゆとりとみどり振興局1/8、環境局1/8</p> <p>●あいりん高齢日雇労働者等除草等事業 24年度予算(通年見込み)【173】 ・市内各所の環境美化 ※現在、本市では、特定非営利法人に随意契約で委託 【参考】東京都では清掃事業の業者選定は、入札により実施</p> <p>3 事業開始年度 ・昭和45年度(社会医療センター運営助成) ・平成7年度(あいりん生活道路環境美化事業) ・平成11年度(あいりん高齢日雇労働者等除草等事業)</p>	<p>1 見直しの考え方 ・社会医療センター等については今後、効率的な運営形態に向けた見直しを行う</p> <p>2 見直し内容 【大阪社会医療センター】平成25年度【54百万円 うち府補助27百万円】 ・利用者の多くが生活保護を受けており、日雇労働者への施策という当初の意義が薄れていることから、診療所機能のみとする ※東京都は診療所機能のみ。入院機能はなし ・当センターの設置されている建物の耐震改修の対応を含め、今後の方向性について府市で議論</p> <p>【あいりん生活道路環境美化事業・高齢日雇労働者等除草等事業】 ・各清掃事業について、事業者の選定を公募化</p> <p>3 実施時期 ・平成24年度(清掃事業の公募化) ・平成25年度(社会医療センターを診療所機能に特化)</p> <p>4 留意事項 ・清掃事業については大阪府も随意契約で本市と同事業者 ・清掃事業については、府・市等分で実施</p>

予算額等	現状	見直し内容 (P T 試案)
<p>1 24年度予算(通年見込み) 3, 966 百万円 (3, 966)</p> <p>24年度暫定予算 1, 417 百万円 (1, 417)</p> <p>2 24年度 P T 試案 3, 966 百万円 (3, 966)</p> <p>25年度 P T 試案 0 百万円 (0)</p> <p>26年度 P T 試案 0 百万円 (0)</p> <p>3 効果見込額</p> <p>24年度 0 百万円 (0)</p> <p>25年度 3, 966 百万円 (3, 966)</p> <p>26年度 3, 966 百万円 (3, 966)</p> <p>※ () は一般財源</p>	<p>1 事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者世帯、ひとり親世帯、高齢者世帯、精神障害者世帯等に対して、上下水道料金の基本料金相当額の減免を実施することにより、経済的な負担の軽減を図る <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者世帯、ひとり親世帯、高齢者世帯、精神障害者世帯等の経済的な負担の軽減を図るため、水道料金および下水道使用料の基本料金相当額の減免を行い、その減免相当額を交付金として支出する <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【減免相当額 (基本料金相当額)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道料金 月額998円 ・下水道使用料 月額578円 計1,576円 <p>【比較4市実施状況】 高齢者世帯 未実施2市 なお、実施市においても減免対象世帯を次に限定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護度4・5の高齢者世帯 横浜市 ・高齢福祉年金受給世帯 名古屋市 <p>※高齢福祉年金とは、国民年金制度発足当時(昭和36年4月1日)すでに高年齢に達している方が受給できる年金である</p> <p>【比較4市実施状況】 ひとり親世帯・重度障害者世帯・精神障害者世帯 未実施2市 なお、実施市においても減免対象世帯を限定</p> </div> <p>3 事業開始年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和48年度(水道料金の減免開始) ・昭和50年度(下水道使用料の減免開始) 	<p>1 見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の厳しい財政状況のなか、現役世代への重点投資の視点に立ち、施策転換を図る必要があるため、当制度の見直しを行う <p>2 見直し内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者世帯、ひとり親世帯、高齢者世帯、精神障害者世帯等に対して、上下水道料金の基本料金相当額の減免を廃止する <p>3 実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度 <p>4 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度は、既措置世帯に対して、制度見直しにかかる周知徹底を図る必要がある